

初任運転者に対する安全運転の実技指導公表について

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について公表します。

1、初任運転者に対する特別な指導期間

入社後、運転者に選任するまでの期間実施します。

2、初任運転者に対する特別な指導(座学)の内容及び時間

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
 - ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
 - ④ 危険の予測及び回避
 - ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
 - ⑥ 実技指導で記録したドライブレコーダーの映像を利用した運転特性の把握と是正
- ①から⑥において合計 10 時間以上実施

3、初任運転者に対する特別な指導(実技)の内容及び時間

- ① 使用するバスは貸切車両とし、初任運転者本人が運転士、指導教育者を同乗させ、必要に応じその都度指導する。
- ② 教育するルートについては、実際の運行で頻繁に走行が想定される経路上において、危険ポイント(幅員・高さ・狭隘区間・山間部・夜間走行など)を体感する。
- ③ 実技指導については、ハンドル時間 20 時間以上とし、指導者による指導内容及びハンドル時間を記載した書面を共有する。

2025 年度に教育を実施した初任運転者(車両はすべて小型)

0 人